

4 4 . 高須二丁目西地区 地区計画

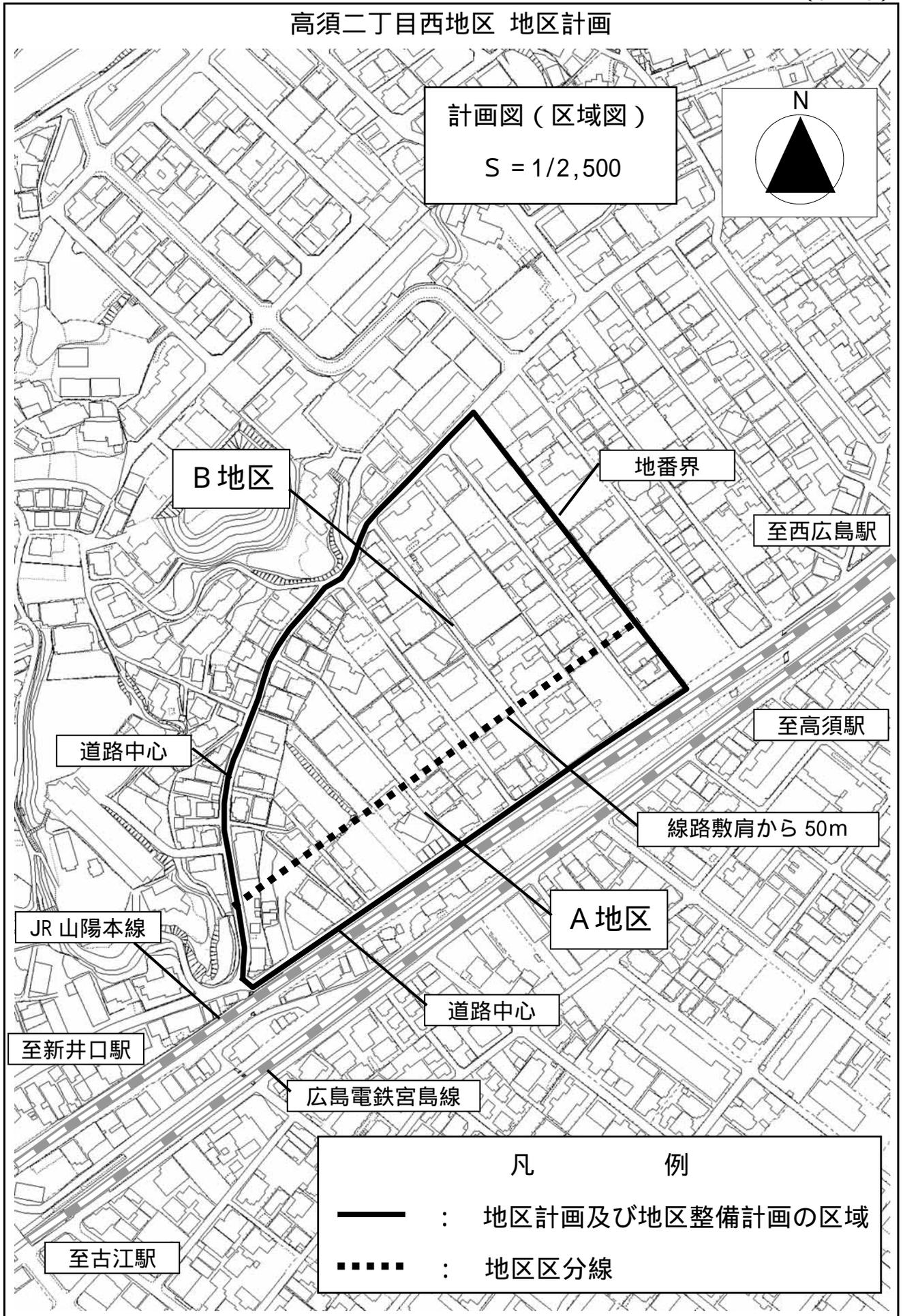
決 定 平成16年 4月21日 広島市告示第187号

名 称		高須二丁目西地区 地区計画		
位 置		広島市西区高須二丁目の一部		
面 積		約4.4ha		
地区計画の目標		<p>高須二丁目西地区は、広島市のデルタ市街地の西側で旧山陽道沿いに位置した主として低層住宅が建ち並ぶ、比較的に閑静な住宅市街地である。また、地区に近接して広島電鉄宮島線の高須駅及び古江駅が位置しており、都心へのアクセスをはじめ交通条件に恵まれた地区である。</p> <p>当該地区において、地区住民自らが、まちの将来を考えていこうとする意志を具現化し、まちづくり活動を継続的に推進するため、地区計画を策定し、景観など地区の特性に配慮した建築物等を誘導することなどにより、住みやすい、また、住み続けられる良好な住宅市街地の形成を図ろうとするものである。</p>		
区域の整備、保全に関する方針及び開発及び	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設である道路は、既存の道路の幅員を4メートル以上確保するとともに、その機能を損なわないよう、その維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等について、次のような事項を定めることにより、住みやすい、また、住み続けられる良好な住宅市街地の形成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の用途の制限 2 建築物の高さの最高限度 3 建築物等の形態又は意匠の制限 		
土地利用に関する方針		本地区は、低層を主体とした住宅地として、住みやすい、また、住み続けられる良好な住宅市街地の形成を図る。		
地区整備計画	地区の区分	名称	<p>A地区 (第一種住居地域)</p>	<p>B地区 (第二種中高層住居専用地域)</p>
		面積	約1.3ha	約3.1ha
	建築物の用途の制限	建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物は、建築してはならない。		
	建築物の高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さは、12メートルを超えてはならない。 <p>ただし、この地区計画の決定の際(以下、「基準時」という。)現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物がこの規定に適合しない場合並びに基準時の敷地を分割及び他の土地と統合せず、かつ、基準時に存する建築物の高さ以下の建築物を建築する場合には、当該建築物に対して、当該規定は、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項に定められた高さについては、建築基準法施行令第2条第1項第6号口及び八による。 		

地区整備計画	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>屋外広告物（屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に定めるものをいう。）は、自己の用に供する広告物（広島市屋外広告物条例(昭和54年条例第65号。以下「条例」という。）第6条第4項第1号又は第2号に掲げるもの（以下「自己用」という。）をいう。）以外のもの（電柱、街燈柱及び消火栓標識等を利用して設置する看板は除く。）を禁止するとともに、自己用のうち次のいずれかに該当するものは、建築物等を利用して表示し、又は独立して地上に設置してはならない。</p> <p>ただし、条例第6条第1項、第2項、第4項第3号、同項第4号及び同項第6号に規定するものはこの限りではない。</p> <p>(1) 建築物等を利用して表示するものにあつては、建築物等の高さを超えるもの又は屋上若しくは屋根の上に設けるもの</p> <p>(2) 広告物の掲出を主たる目的として独立して地上に設置するもので、高さ(脚部、露出基礎等を含む。)が4メートルを超えるもの</p>
--------	----------------	--

「区域については、計画図のとおり。」

高須二丁目西地区 地区計画



この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図(都市計画の図書)をご覧ください。